

5 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
34	1111	予防居宅療養Ⅰ	イ 医師又は歯科医師 が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費Ⅰ		500	1回につき	
34	1101	予防居宅療養Ⅰ・未情報減算		((2)以外) 500 単位 情報提供が行われない場合 — 100 単位		400		
34	1112	予防居宅療養Ⅱ		(2)介護予防居宅療養管理指導費Ⅱ(在宅時医学総合管理料等を算定する場合) 290 単位		290		
34	1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1	ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)在宅の利用者に対して行う場合 550 単位	550		
34	1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1・特薬		(二)居住施設設入居者等に対して行う場合 385 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	650		
34	1251	予防薬剤師居宅療養Ⅰ2			特別な薬剤の場合 + 100 単位	385		
34	1252	予防薬剤師居宅療養Ⅰ2・特薬		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)在宅の利用者に対 して行う場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位		485
34	1223	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1				特別な薬剤の場合 + 100 単位		500
34	1224	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬			500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位		600
34	1255	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2				特別な薬剤の場合 + 100 単位		500
34	1256	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位		600
34	1225	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3				特別な薬剤の場合 + 100 単位		350
34	1226	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬		350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450		
34	1253	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4			特別な薬剤の場合 + 100 単位	350		
34	1254	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	450		
34	1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ	ハ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)在宅の利用者に対して行う場合		530 単位	530	
34	1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ		(2)居住施設設入居者等に対して行う場合		450 単位	450	
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ニ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)在宅の利用者に対して行う場合		350 単位	350	
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)居住施設設入居者等に対して行う場合		300 単位	300	
34	1261	予防看護職員居宅療養	ホ 看護職員が行う場合				400	
34	1262	予防看護職員居宅療養・准看		400 単位 准看護師が行った場合 × 90%			360	